日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

調剤報酬全点数解説（2020年度改定版）「妥結率・かかりつけ減算(調剤基本料注4)」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第8304号　吉井優実
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第6345号　寺坂裕美
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第4828号　長岡俊広

資料No.20201218-1093

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

調剤基本料全体図(注1、注3～注10)

注番号	項目	記号	処方箋受付回数/月	後発医薬品調剤割合	カットオフ値	内容	算定点数
注１ 但し書き	特定区域	—	2,500回以下	—	—	・特定区域内の医療機関数10以下かつ許可病床数200床未満の医療機関であること なお、歯科医療のみ担当する医療機関は数に含めない(併設は含める) 区域外で集中率7割超の医療機関がある場合は当該医療機関も区域内のものとみなす	調剤基本料１
注3	(2回目減算)	複数の医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合					受付2回目以降 調剤基本料の 80/100
注4	(未妥結減算・かかりつけ減算)	(1)～(3)のいずれかに該当する薬局					調剤基本料の 50/100
		(1)	—	—	—	・妥結率5割以下	
		(2)	—	—	—	・妥結率、単品単価契約率及び一律値引き契約に係る状況について、地方厚生(支)局長に報告していない薬局	
		(3)	600回超	—	—	・かかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない（10回未満/年）薬局 （特別調剤基本料を算定する薬局においては合計100回未満/年）	
注5	地域支援体制加算	・調剤基本料１算定薬局は要件厳格化、調剤基本料１以外算定薬局は要件緩和(詳細は「1077　地域支援体制加算資料」を参照)					38点
注6	後発医薬品調剤体制加算	1	—	75%以上	50%以上	・後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を薬局の内外の見えやすい場所に掲示 ・後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を薬局内の見やすい場所に掲示	15点
		2	—	80%以上			22点
		3	—	85%以上			**28点**
注7	(後発医薬品減算)	(1)、(2)のいずれかに該当する薬局					調剤基本料から 2点減算
		(1)	600回超	40%以下	—	–	
		(2)		—	—	・後発医薬品の数量割合に係る報告をしていない薬局	
注8	分割調剤	【長期投薬(14日分を超える投薬)に係る処方箋受付で、薬剤保存が困難な場合の分割調剤】 ・調剤基本料の代わりに2回目以降(1分割調剤につき)５点を算定 ・2回目以降の調剤においては、薬学管理料は算定しない					調剤基本料の 代わりに5点
注9		【後発医薬品のお試し調剤による分割調剤】 ・調剤基本料の代わりに2回目に限り５点を算定 ・2回目の調剤においては、薬学管理料（薬剤服用歴管理指導料を除く）は算定しない					
注10		【医師の分割指示に係る分割調剤(注8、9該当を除く)】 1回目：指示に基づき分割調剤をした場合に算定 2回目以降：投薬中の患者の服薬状況等を確認し、処方医へ情報提供を実施した場合に算定 ・調剤基本料とその加算、調剤料とその加算、薬学管理料は、分割回数で割った点数を１分割調剤につき算定(服薬情報等提供料は除く)					点数/分割回数

プラス改定の箇所　厳格化された改定箇所

複数の分割調剤を同一の保険薬局、同一日に行う場合は「注10」の点数により算定

参考：厚生労働省HP「診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)」(令和2年厚生労働省告示第57号)
「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」(令和2年3月5日保医発0305第3号)

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

00 注4 妥結率・かかりつけ減算(調剤基本料注4)

内容	点数
以下のいずれかに該当する薬局である場合、処方箋受付1回につき算定 ・妥結率が**5割以下** ・妥結率、単品単価契約率、一律値引き契約に係る状況を地方厚生（支）局長に**報告していない** ・薬剤師の**かかりつけ機能に係る基本的業務を1年間実施していない**(ただし、処方箋受付回数1月に600回以下の薬局を除く)	**調剤基本料の50/100** (小数点以下第一位を四捨五入)

【施設基準】

価格妥結率5割以下

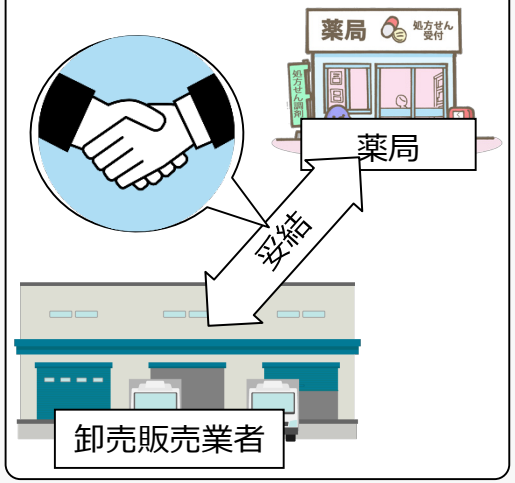

or

妥結率等の報告なし

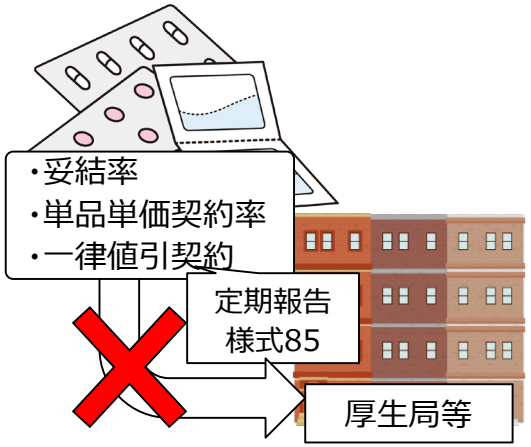

or

「かかりつけ機能に係る基本的な業務」を1年間未実施

当年４/１～翌年３月末までの期間中に、業務に係る算定回数を達成した場合、回数を満たした翌月より非該当となる

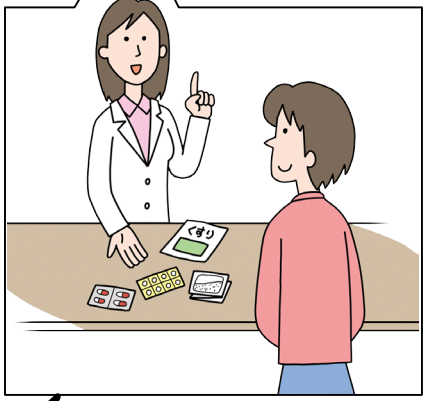

業務に係る算定が
計**10回未満**の薬局

or

業務に係る算定が
計**100回未満**の
特別調剤基本料算定薬局

調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う

ただし、**処方箋受付回数600回/月以下の薬局は除く**

・時間外加算、休日加算、深夜加算、夜間・休日等加算(調剤料)
・麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算(薬剤服用歴管理指導料)
・かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料
・外来服薬支援料、服用薬剤調整支援料、退院時共同指導料、服薬情報等提供料
・在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費(介護報酬)、介護予防居宅療養管理指導費(介護報酬)を算定するに際して実施する業務
・在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

資料No.20201218-1093-p3

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

妥結率の考え方

	製品名	規格 (④※)	包装 ①	4月～9月の 購入数量 ②	薬価 (規格単位ごと) ③	医薬品ごとの 購入薬価総額 ①×②×③ (×④※)	妥結状況
1	イロハ錠	5mg	100錠	10	120.00 /錠	120,000	○
2	イロハ錠	10mg	100錠	12	160.00 /錠	192,000	○
3	ABCカプセル	100mg	100cp	20	25.80 /cp	51,600	
4	ABCカプセル	100mg	700cp	6	25.80 /cp	108,360	
5	ABCカプセル	200mg	140cp	5	41.00 /cp	28,700	
6	アイウエオ点眼液	28噴霧	50本	10	500.00 /本	250,000	
7	アカサタナ注射液	0.5mg	10A	2	359/A	7,180	○
8	アカサタナバッグ	1mg	10キット	1	620 /キット	6,200	
9	日医工パップ	2mg	700枚	20	22.00 /枚	308,000	
10	MPSクリーム※	25g	50本	55	11.70 /g	804,375	○
11	MPSクリーム※	100g	10本	5	11.70 /g	58,500	○
12	MPSローション※	50g	10本	30	24.00 /g	360,000	○
	※規格単位が1gの薬剤			医薬品全体の購入薬価総額　A		2,294,915	
				妥結した医薬品の購入薬価総額　B		1,542,055	
				妥結率　B/A×100			**67.20%**

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

妥結率に係る定期報告の様式

様式 85

妥結率等に係る報告書

報告年月日：　　年　　月　　日

1．妥結率

当該保険薬局において購入された医療用医薬品の薬価総額（①）	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額（②）	円
妥結率 （②／①）%	%

2．単品単価契約率

卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額（②の再掲）	円
単品単価契約に基づき取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額（③）	円
単品単価契約率 （③／②）%	%

3．一律値引き契約の状況

（1）一律値引き契約の該当の有無

□ 有	□ 無

（2）（1）で有とした場合、当該契約における値引き率を取引卸売販売業者ごとに報告すること。

取引卸売販売業者名	値引き率（税込み）
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%

［記載上の注意］

1　医療用医薬品とは、薬価基準に収載されている医療用医薬品をいう。

2　薬価総額とは、各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したものをいう。

3　規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。

4　単品単価契約とは、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約をいう。

5　一律値引き契約とは、卸売販売業者と当該保険薬局との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約をいう。この場合、一定割合以上としては、５割以上とし、全ての医療用医薬品が一律値引きにより価格決定した場合を含むものとする。

6　値引き率とは、薬価と取引価格（税込み）との差を薬価で除し、これに 100 を乗じて得た率をいう。記載にあたっては小数点以下第２位を切り捨てて計算すること。

7　１．から３．までの報告については、報告年度の当年４月１日から９月 30 日の実績を報告年度の 10 月１日から 11 月末までに報告すること。報告しない場合は、調剤基本料が所定点数の 100 分の 50 に相当する点数により算定されることに留意すること。

8　同一グループ内の保険薬局の処方箋受付回数の合計が１月に３万５千回を超えると判断されるグループに属する保険薬局については、保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

同一グループ(処方箋受付回数合計3万5千回/月超)所属薬局は、卸間での取引価格決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠資料を添付

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

実績による該当性判断と適用時期

【妥結率の実績、報告に関して】

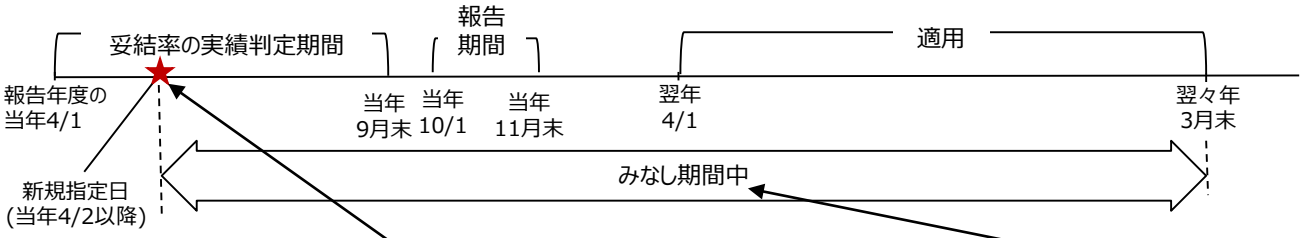

○妥結率の報告年度の**当年4/2以降に新規**で保険薬局に指定された薬局は、**翌々年3/31までは妥結率が５割を超えているものとみなす**

開設者の変更or薬局の改築等で、薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合、当該遡及指定前の実績に基づき判断

【かかりつけ機能に係る基本的な業務に関して】

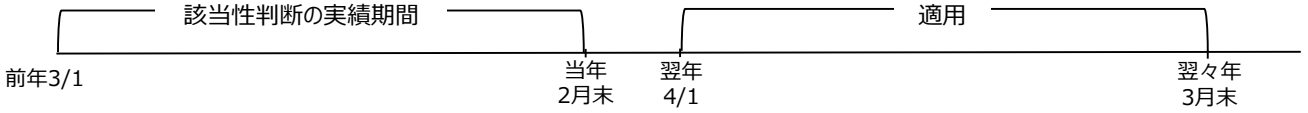

○新規指定(前年3/1～当年2月末の間)の薬局は、以下の場合「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない薬局」に**該当**する

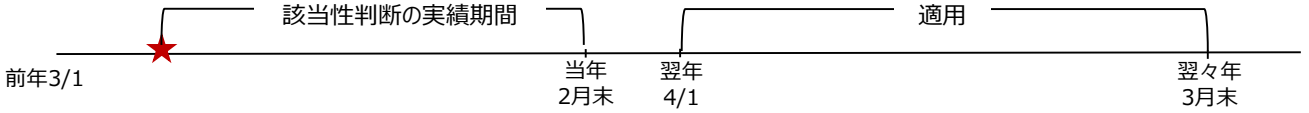

「かかりつけ機能に係る基本的な業務」を算定した回数 ＜ (年間の実績基準 (10回 or 特別調剤基本料算定薬局は100回) ÷12) × 当年2月末までの調剤基本料を算定した月数

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.